

技管第263号
平成19年3月23日

土木部関係課室所長 様

土木部参事兼技術管理課長

栃木県土木工事共通仕様書における工事完成図について

栃木県土木工事共通仕様書「1-1-23数量の算出及び工事完成図」に記載されている工事完成図について、別紙のとおり作成要領を定めたので、通知します。

なお、この取り扱いは、平成19年4月1日以降起工する工事から適用することとします。

担当
技術管理課企画情報担当
池田
NT - 9-501-2405

完成図作成要領

(完成図の定義)

第1条 完成図の定義

完成図とは、出来形測定の結果および設計図書を基に、完成後の寸法・形状等が記載された図面で、完成した施設の管理等に活用できるものをいう。

(完成図の作成)

第2条 完成図の作成については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完成図を作成する対象図面

設計図書に添付された図面

工事の施工中に必要となった施工承諾図面等

その他、発注者から提供された図面及び設計・施工の参考に作成した図面

(2) 完成図の数値基準

完成図の数値基準は、設計図書に添付された図面等に記載された数値精度及び「土木工事標準積算基準書（共通編）の第5章数値基準」の10分の1まで表示することを原則とする。

前項の基準によりがたい場合は、監督員の指示によるものとする。

(3) 完成図の記載方法

図面表題部及びタイトルボックスには、「完成図」と記載し設計図と区別できるものとする。

設計寸法等の図面記載方法は、出来形測定の数値に修正することを原則とする。但し、マイラー図面の場合には、設計数値の上段に出来形測定の数値を記載することも可能とする。

平面図は、記載された工種及び延長等について出来形測定に基づき数値基準を適用して記載するものとする。

縦断図は、設計の数値とする。

横断図は、幅員及び法長等を出来形測定に基づき数値基準を適用して記載するものとする。

構造図は、設計の数値とする。

その他の図面は、出来形測定に基づき数値基準を適用して記載するものとする。

(4) 完成図の作成仕様

完成図の大きさは、A3縮小版（対象図面）を二つ折り（観音綴じ）としA4サイズを原則とする。但し、平面図及び縦断図等で規格外の場合は、A4サイズに折り込むものとする。

完成図の綴り順は、設計図書に添付された図面番号の順に綴じるものとする。

完成図の表紙は平とじクルミを原則とするが、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

完成図の表紙には、「完成年度」、「工事名」、「路河川名」、「箇所名」、「施工業者名」を記載するものとする。なお、背表紙が厚い場合は、「工事名」、「路河川名」、「箇所名」を記載するものとする。

(完成図に係る提出物)

第3条 完成図に係る提出物は、次のものを提出するものとする。

(1) A3縮小版（対象図面） 1部

(2) A3縮小版原図もしくはCADデータ

原図が、マイラー原図の場合は「A3縮小版の原図」、CADデータの場合は「CADデータ」を提出するものとする。

附則：この要領は平成19年4月1日から適用する。